

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』 ～給付率が変更となる予定です～

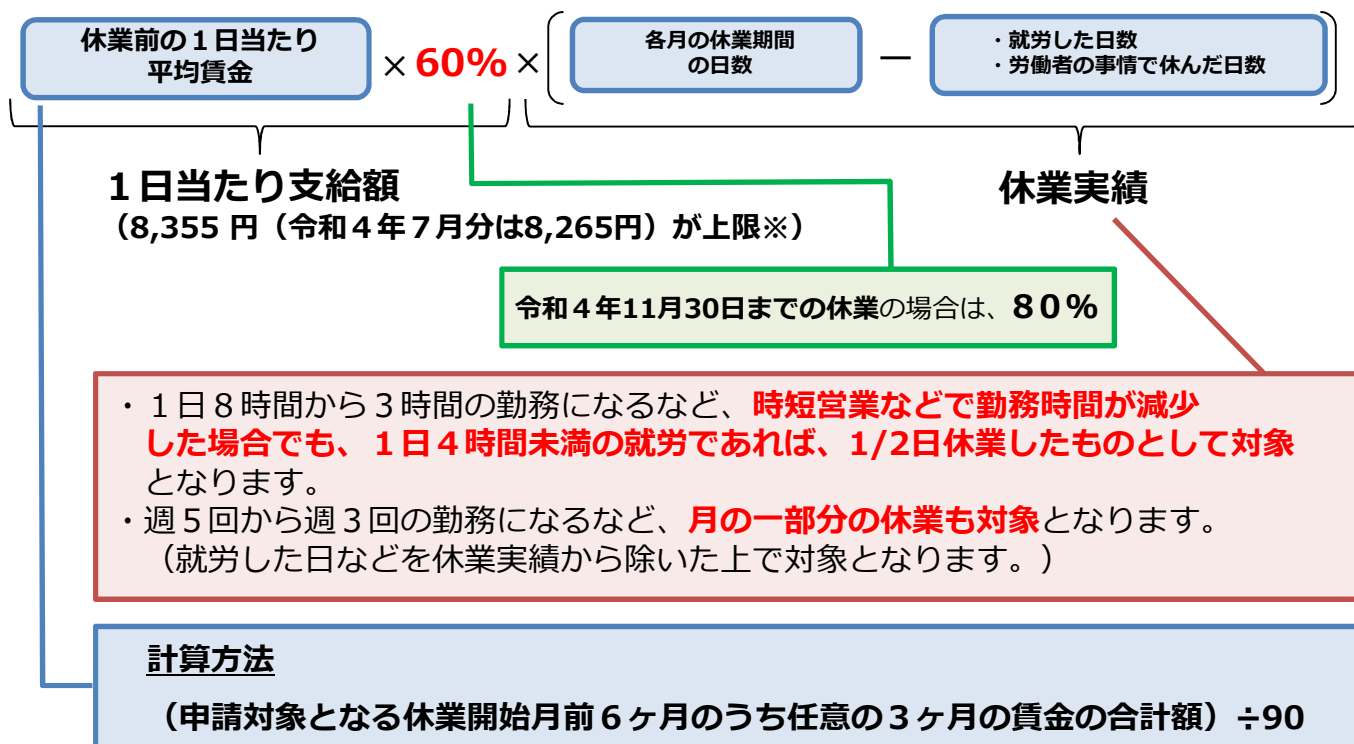
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について、
令和4年12月以降に休業した期間の申請の給付率が変更となる予定です。
詳細は以下をご覧ください。

※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

対象となる休業の期間と給付率

休業した期間	給付率
令和4年7月1日～令和4年11月30日までの休業	80%
令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休業（予定）	60%（予定）

支給額の計算方法



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
 電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

